

成年後見制度の在り方に関する研究会（第14回）

後見人等の報酬算定に関する 今後の方向性についての報告資料



令和5年9月27日
最高裁判所事務総局家庭局

報酬算定の在り方の検討の過程で出てきた課題

① 予測可能性の確保の問題

- ◆ 後見人等の報酬額は、裁判官が個別の事案ごとに、諸事情を総合的に考慮して判断すべき事項とされている。
 - ◆ 利用者も担い手も、各自が体験した事案の内容はいずれも異なるため、標準となる事案のイメージを共有すること自体が困難。
 - ◆ 新たな算定による報酬が増額又は減額になるとの誤解が生じ、制度の利用を控えたり、担い手が大量離脱するおそれもある。
- ↳ 報酬額について、予測可能性を確保した形で示すことは極めて困難であり、これを無理に実現しようとする、かえって弊害が大きい。

ただし、第二期計画において、報酬額の予測可能性をできる限り確保することが期待されており、具体的な方策を検討する必要がある。

② 報告事項の細分化による問題

- ◆ 後見事務の内容や負担に着目するという視点で突き詰めると、報告事項も細かくなることが考えられる。
 - ◆ 後見人として細分化された後見事務のひとつひとつについて詳細な報告が求められ、報告に膨大な労力を割くあまり、後見事務全体の質が低下するおそれがある。
- ↳ 身上保護を重視する運用改善の方向性から逆行してしまう。

③ 財産僅少事案における報酬の確保

- ◆ 財産僅少事案において事務負担の大きさを考慮して算定し、報酬額が高額になった場合、財産が乏しいことから、担い手は付与された報酬を回収できないおそれがある。
 - ↳ ・利用者の視点に立っても制度の利用に対する障害になるとともに、担い手の確保も妨げられる。
 - ↳ ・報酬助成を受けられず報酬を得られない可能性があれば、法人後見についての採算の見通しが立たないため、法人後見の活用の躊躇につながるおそれもある。
- ◆ 第二期計画において、「後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討と申立費用・報酬の助成制度の推進等については、併せて検討される必要がある」との記載がある。
 - ↳ 厚生労働省において市町村における報酬助成制度の推進に取り組まれているものの、現状においては、財源の確保等の課題もあり、財産僅少事案の報酬の引き上げに十分に対応する助成を行うことは困難（厚生労働省）。

現実に運用する観点からの今後の方向性

ポイント

裁判所の立場で改善すべきこととすべきではないことを整理した上で、実現可能なものを目指す
→これまでの検討を活かし、以下のポイントを中心に現実的にできることから運用を改善していく



①報告書式の変更

- ◆ 身上保護や意思決定支援に関する事情も適切に把握できる報告書式とする。

報酬算定の在り方のみならず、後見人等の身上保護事務に関する事情を適切に把握するために、後見事務の報告書式を変更することが考えられる（身上保護や意思決定支援に関する報告項目を設けることは、身上保護事務を重視することのメッセージにもなると考えられる。）。

②身上保護事務の評価

- ◆ 個々の法律行為等に着目して積算しないことを前提に、プロセス全体を見て身上保護を評価する。

・ 身上保護のプロセスにおいて特に労力を要した場合等の例外的な事情があるときに加算し、本人との面談を行っていない、支援者と連絡が取れないなど、身上保護事務が不十分である場合には減額する方向。
・ 報告量が多い分加算されるという性質のものではなく、事案としての性質を総合的に評価して加算を検討する。

③財産管理事務の評価

- ◆ 資産額が非常に高額であるために報酬額も高額になる事案については、事務負担の程度等事案全体を見て評価することで、従前よりも減額になることも考えられる。
- ◆ 財産管理の付加報酬については、専門性を適切に評価するという観点から、法テラスの代理援助立替基準を参考にする。

法テラス基準は民事法律扶助のための低額の水準であること、個々の事案の専門職の発揮する専門性（職域）に応じて報酬額が変動し得ることに留意する（事務の難易度や発揮された専門性が高い場合や管理財産が高額な場合は、法テラスの代理援助立替基準よりも高額な報酬が算定されることも考えられる。）。

④予測可能性の確保

- ◆ 報酬付与額の平均などの過去の実績を示すことで、できる限り予測可能性の確保に努める。